生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む)

平成29年8月30日

(名称) 白岡市地域公共交通確保維持改善協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

白岡市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

白岡市は、面積24.92 kmの市域の中央をJR宇都宮線が縦断し、二つの鉄道駅(白岡駅、新白岡駅)を有している。

本市の路線バスは、「JR白岡駅西口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅東口・菖蒲仲橋」「JR蓮田駅西口・菖蒲車庫」の3路線である。いずれもJR宇都宮線の西側地域を運行する路線であり、JR宇都宮線の東側地域では路線バスが全く運行されておらず公共交通空白地域となっている。

JR宇都宮線の西側地域を運行する3路線のうち2路線は、JR蓮田駅を 起点として市域の一部を経由し、久喜市へ運行するものであり、市民の利用 者は一部に限定されている。

65歳以上の高齢者の割合は、平成17年1月の15.5%から平成29 年4月には25.9%となっており、高齢化が急速に進展している。

また、本市では、平成11年に「町内循環バス」の運行を開始したが、利用状況や運行経費などを勘案し、平成19年3月に廃止した経緯がある。

今後、高齢化が更に進展していく中で、本市では地域公共交通が果たすべき役割がますます大きくなっていくものと考えている。

市民の通院・買物などの日常生活における移動手段を確保し、交通利便性の向上を図るため、費用対効果の高い地域公共交通サービスの構築が必要である。

本市では、協議会での検討の結果、高齢者や駅・バス停から離れた地域の 居住者などを主な対象者として日常生活における移動手段を確保すること を目的にデマンド交通の運行を行う。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

定量的目標①:利用者数

・初年度35人/日、2年目37.5人/日、3年目40人/日を目標とする。 (H30年度) (H31年度) (H32年度)

定量的目標②:収支率

・初年度19.0%、2年目20.0%、3年目21.5%を目標とする。

(H30年度) (H31年度) (H32年度)

定量的目標③: 便別利用者数

利用の少ない6、7、8便についてピークとなる2便の半数程度の

3人を確保することを目標とする。

(2) 事業の効果

デマンド交通の運行区域は、市域の全体となるため、公共交通空白地域が解消される。

デマンド交通の運行により、高齢者や駅・バス停から離れた地域の居住者などの買物や通院などの日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・デマンド型交通という市民にとって新たな形態であることから、制度についてのパンフレットを作成し、全戸配布(市)
- ・制度周知のための啓発品(うちわ、ウェットティシュ、絆創膏)の作成、地域等のイベントの際に配布(市、地域公共交通確保維持改善協議会)
- ・出前講座による制度 PR (市)
- ・広報しらおかや白岡市公式ホームページを活用して、デマンド型交通の現 状の周知及び使用例を紹介(市)
- 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

白岡市からの運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金 を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

昭和タクシー有限会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当た

りの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域関幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
- 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域関幹線系統のみ】

- ※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
- 10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

別添の表5のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を 受けようとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を 受けようとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- (1) 事業の目標
- (2) 事業の効果
- 13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を 受けようとする場合のみ】
 - ※車両を取得しないので記載せず。

(別添の表6又は表8のとおり)

(【負担者】)

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業 における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替 車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

- ※車両を取得しないので記載せず。
- ①車両の代替による費用削減等の内容
- ②代替車両を活用した利用促進策

15. 協議会の開催状況と主な議論

| 回数 | 開催日 | 主な議論内容 |
|--------|------------------|------------------------------------|
| 第1回 | 平成 25 年 5 月 21 日 | これまでの取組の経緯、今後のスケジュ |
| | | ール、 |
| | | 各会議の予定協議項目 |
| 第 2 回 | 平成 25 年 6 月 24 日 | 運営主体、利用対象者、利用者登録 |
| 第 3 回 | 平成 25 年 7 月 23 日 | 運行エリア、運行方式、運行ダイヤ |
| 第 4 回 | 平成 25 年 8 月 20 日 | 運行ダイヤ、予約期限、運行曜日、運行 時間帯 |
| 第 5 回 | 平成 25 年 9 月 24 日 | 運行曜日、システム活用の可否 |
| 第 6 回 | 平成 25 年 10 月 22 | 車両サイズ・台数 |
| | 日 | |
| 第7回 | 平成 25 年 11 月 19 | 運賃形態、運賃水準、乗降場所 |
| 77 · E | 日 | |
| 第 8 回 | 平成 25 年 12 月 17 | 乗降場所、オペレーターの雇用形態、運 |
| | 日 | 行事業者、 |
| | | 契約方式 |
| 第9回 | 平成 26 年 1 月 21 日 | 実証運行業務仕様書(案) |
| | | 実証運行業務に係るプロポーザル実施要 |
| | | 領(案) |
| 第 10 回 | 亚子00年0日05日 | 生活交通ネットワーク計画(案) 生活交通ネットワーク計画(案) |
| - | 平成 26 年 2 月 25 日 | |
| 第 11 回 | 平成 26 年 5 月 15 日 | 生活交通ネットワーク計画(案) 生活交通ネットワーク計画申請 |
| 第 12 回 | 平成 26 年 6 月 23 日 | 生活父週イットワーク計画申請 乗降場所 |
| 第 13 回 | 平成 26 年 9 月 17 日 | 乗降場所、利用者アンケート |
| 7.1 | 平成 27 年 2 月 10 日 | 運行業務仕様書(案) |
| 第 14 回 | 1 1-70 H | 運行業務に係るプロポーザル実施要領 |

| | | (案) |
|--------|------------------|--------------------|
| | | 実証運行中間報告 |
| 第 15 回 | 平成 26 年 2 月 25 日 | 生活交通ネットワーク計画 (案) |
| 第 16 回 | 平成 27 年 5 月 26 日 | 生活交通確保維持改善計画(案) |
| 签 17 回 | 平成 28 年 1 月 25 日 | 地域交通確保維持改善事業に係る事業評 |
| 第 17 回 | | 価(案)について |
| 第 18 回 | 平成 28 年 5 月 30 日 | 生活交通確保維持改善計画(案) |
| 第 19 回 | 平成 29 年 1 月 17 日 | 地域交通確保維持改善事業に係る事業評 |
| | | 価(案)について |
| 第 20 回 | 平成 29 年 5 月 23 日 | 生活交通確保維持改善計画 (案) |
| 第 21 回 | 平成 29 年 8 月 10 日 | 生活交通確保維持改善計画(案) |

16. 利用者等の意見の反映状況

(1) 意見募集の方法

① 郵送アンケート(16歳以上)

平成24年6月に16歳以上の市民を対象として郵送アンケート 方式の「白岡町地域公共交通基礎調査」を実施し、市民の移動実態 及び公共交通等の利用状況等を把握するとともに、新たな公共交通 サービスの在り方についての意見を募集した。

② 聞き取り調査(市内主要施設)

平成24年7月に主要施設における町民の移動実態把握のため、「白岡町役場」「白岡郵便局」「白岡中央総合病院」「埼玉りそな銀行白岡支店」の各施設において、利用者に聞き取り調査を実施した。

- ③ 地域公共交通市民検討会議の設置 本市の公共交通の基本方針を策定するに当たり、平成24年9月 から平成25年2月にかけて地域公共交通市民検討会議を設置して、市民の視点・立場からの意見を聴取した。
- ④ 郵送アンケート (65歳以上)

デマンド交通の主な利用者として想定される65歳以上の高齢者を対象として平成25年8月に「白岡市の新たな公共交通サービスに関するアンケート」を実施し、デマンド交通の需要や課題を把握するとともに、自由記述にてデマンド交通に期待することなどの意見を募集した。

⑤ 聞き取り調査(民生委員・児童委員による独居高齢者宅訪問聞き 取り調査)

平成25年10月から11月にかけて、65歳以上の独居世帯の 方を対象として通院及び買物における交通手段と困っていることに ついて民生委員・児童委員による聞き取り調査を実施した。

- ⑥ 車内アンケート 実証運行において、利用者に車内アンケートをした。
- ⑦ 郵送アンケート(利用者) 平成27年2月に実証運行において利用した市民を対象として、 郵送によるアンケートを実施した。
- ⑧ 車内アンケート 本格運行においても、利用者に車内アンケートを実施した。
- ⑨ 郵送アンケート

平成28年9月に「のりあい交通を利用している市民」、「登録しているが利用していない市民」、「登録していない市民」の3区分に分けて郵送アンケートを実施し、今後の改善に向けた課題を把握した。

(2) 主な意見の内容と意見への対応

市役所などの公共施設や商業施設、医療機関が集積するJR白岡駅周辺の市域中央へのアクセスを求める意見が多かった。

また、以前に運行されていた「町内循環バス」廃止の経緯を踏まえ、 継続できる交通サービスを求める意見が多かった。

これらの意見を基に協議会での協議を進め、運行区域を市内全域として、散在する利用者のニーズに応えることとした。そして、運賃水準について、一回の乗車につき500円とするなど、事業の継続性についても配慮した。

平成26年度では、利用者に車内アンケート及び郵送アンケートを実施して、その意見を基に平成27年4月から予約期限を変更した。

平成28年度では、利用者、登録者、未登録者に対して郵送アンケートを実施した。

今後も、平成28年度に実施したアンケート等を活用して市民の声を 踏まえた、市民が利用しやすい公共交通サービスとなるよう引き続き、 運行の改善に努める。

17. 協議会メンバーの構成

| 委員区分 | 団体名 |
|--------------|----------------------|
| 関係都道府県 | 埼玉県企画財政部交通政策課、埼玉県杉戸県 |
| 美你都 | 土整備事務所 |
| 交通事業者・交通施設管理 | 朝日自動車㈱、昭和タクシー制、白岡タクシ |
| 者等 | 一㈱、埼玉県バス協会、埼玉県乗用自動車協 |
| 14 守 | 会、朝日自動車労働組合、久喜警察署 |
| 地方運輸局 | 埼玉運輸支局 |
| | 副市長、都市整備部長、行政区長会、民生委 |
| その他協議会が必要と認 | 員・児童委員協議会、社会福祉協議会、老人 |
| める者 | クラブ連合会、東洋大学教授、埼玉県利根地 |
| | 域振興センター、商工会 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 埼玉県白岡市千駄野432番地

(所 属) 白岡市市民生活地域振興課地域公共交通推進室

(氏 名) 大久保 栄

(電 話) 0480-92-1111 内 381

(e-mail) chiiki@city.shiraoka.lg.jp